

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほか265名

被告国 ほか1名

第11準備書面

平成27年12月17日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩 渕 正 樹 

被告国指定代理人

伊 藤 清 隆 

山 本 剛 

田 口 達 大 


中 野 恭 介 

山 田 一 哉 

久保寺 勝 




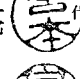






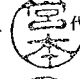










梶 山 大 輔 





東海林 岳 史 

山 神 暁 恵 

白 石 雄 亮 

宮 本 昌 平 

佐	藤	明	文	
皆	川	征	治	
田	中	英	臣	
竹	本		亮	
武	田	龍	夫	
泉		雄	大	
内	山	則	之	
三	田	裕	信	
松	原	崇	弘	
村	川	正	德	
中	川	幸	成	
木	村	真	一	
谷	川	泰	淳	
青	木	一	哉	
村	田	真	一	
足	立	恭	二	
荒	川	一	郎	
忠	内	巖	大	
熊	谷	和	宣	
照	井	裕	之	
森	田		深	

齋 藤 哲 也   
野 田 智 輝   
佐 藤 雄 一   
鈴 木 健 之 

## 目 次

第1 原子力規制に関する我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえたものとなっていること	5
1 深層防護の考え方	5
2 我が国の法体系において、避難計画に関する事項等は原子力災害対策特別措置法等に規定されていること	7
3 原子力災害対策特別措置法において避難計画に関する事項等を定める我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえていること	11
第2 「緊急時の避難計画」に係る原告らの主張に理由がないこと	12
1 原告らの主張	12
2 原告らの主張に理由がないこと	12

被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面(23)第2の3（新規制基準自体の不備・違法性）における主張（原告ら準備書面(10)における主張も含む。）のうち、「緊急時の避難計画」（原告ら準備書面(23)第2の3キ・5ページ）に関する主張に対して反論する。すなわち、原告らのいう「緊急時の避難計画」とは、深層防護の考え方における第5の防護階層に該当するものであり、原告らはこれが設置許可基準規則に定められてないことを不合理と主張するものであるが、原子力規制に関する我が国の法体系が上記の深層防護の考え方を踏まえたものとなっていることなどを明らかにした上（第1）、原告らの上記主張に理由がないことを主張する（第2）。

## **第1 原子力規制に関する我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえたものとなっていること**

### **1 深層防護の考え方**

(1) 原告らは、国際原子力機関（IAEA）作成の安全基準を引用しながら、設置許可基準規則に「五層目の防護規定（緊急時の避難計画等）が規定されていない」などと主張する（原告ら準備書面(10)5・24ないし27ページ及び原告ら準備書面(23)第2の3・5ページ）。

ここでいう「五層目の防護規定」とは、従来から原子力規制の分野において採用されてきた深層防護の考え方の一内容である。すなわち、深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方である。

原子炉を含む原子力の利用においては、炉心に大量の放射性物質を内蔵しており、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつ、どのようなリス

クが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、化学プラントや航空機などと同様の特徴があることから、不確実さに対処しつつリスクの顕在化を徹底的に防ぐため、従来から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、国際原子力機関（IAEA）においても採用されてきた。

例えば、国際原子力機関（IAEA）作成の安全基準である「原子力発電所の安全：設計」（SSR-2/1<sup>\*1</sup>）においては、「原子力発電所において事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段は、深層防護の考え方を適用することである」とされ、この「深層防護の概念を原子力発電所の設計に適用することにより、人及び環境への放射線の有害な影響を防止し並びにその防止が失敗した場合には有害な影響の適切な防護及び影響の緩和を確実なものとするを目的とした複数の防護階層（固有の仕組み、設備及び手順）を備えることになる」とされている。そして、「異なる防護階層の各々が独立して効力を発揮することが発電所における深層防護の基本的な要素であり、これは一つの防護階層の故障が他の階層の故障をもたらすことがないようにする対策を組み入れることによって達成される」とされている（乙Bア第13号証・6及び7ページ）。

(2) この「原子力発電所の安全：設計」によれば、深層防護は、一般に5つの異なる防護階層により構築される（乙Bア第13号証・6ないし8ページ）。

具体的には、第1の防護階層は、「通常運転からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止すること」を目的として、「品質管理及び適切で実証された工学的手法に従って、発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保

---

\*1 SSR-2/1とは、国際原子力機関（IAEA）が2012年（平成24年）に作成した「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1（邦訳：原子力発電所の安全：設計）」である。

守及び運転されるという要件を導き出す」というものである。

第2の防護階層は、「発電所で運転時に予期される事象が事故状態に拡大するのを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検知し管理すること」を目的として、「設計で特定の系統と仕組みを備えること、それらの有効性を安全解析により確認すること、さらにそのような起因事象を防止するか、さもなくばその影響を最小に留め、その発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立を必要とする」というものである。

第3の防護階層は、「非常に可能性が低いことではあるが、ある予期される運転時の事象又は想定起因事象が拡大して前段の階層で制御できないこと、また、事故に進展しうるかもしれないことが想定され」、「そうした事故が生じるものと仮定」して、その場合においても「原子炉の炉心への損傷又は重大な所外放出を防止し、さらに発電所を安全な状態に導くことができる、固有の及び／又は工学的な安全の仕組み、安全系及び手順が準備される」というものである。

第4の防護階層は、「第3の防護階層が失敗した結果の事故の影響を緩和すること」を目的として、「閉じ込め機能を確実なものとして、放射性物質の放出が合理的に達成可能な限り低く維持されることを確実なものとする」というものである。

第5の防護階層は、「事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的として、「十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」というものである。

## 2 我が国の法体系において、避難計画に関する事項等は原子力災害対策特別措置法等に規定されていること

- (1) 改正原子炉等規制法は、原子力基本法のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに

に、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている(改正原子炉等規制法1条)。そして、同法は、設置許可の基準として、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと(同法43条の3の6第1項1号)、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(同項2号)、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(同項3号)、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(同項4号)に適合していることを求めているのであって、避難計画に関する事項等を含め原子力災害対策に関する事項については設置許可の基準とはされていない。

- (2) 他方、原子力災害対策特別措置法は、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び



財産を保護することを目的とする法律である（原子力災害対策特別措置法1条）。原子力災害対策特別措置法において、「原子力災害」とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいい（同法2条1号）、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいうものとされている（同条2号）。

地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、緊急事態応急対策などの実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法4条1項及び5条1項の責務を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法5条。なお、災害対策基本法4条1項は、都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するなどの責務を有する旨規定しており、同法5条1項は、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する旨規定している。）。そして、都道府県に設置される都道府県防災会議は、原子力災害についても、都道府県地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法40条）、この地域防

災計画として、P A Z<sup>\*2</sup>及びU P Z<sup>\*3</sup>圏内の住民の避難の基本フレームとなる広域避難計画の作成等を行っている。また、市町村に設置される市町村防災会議（市町村防災会議が設置されない場合は市町村長）は、原子力災害についても、市町村地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法42条1項）、この地域防災計画として、広域避難計画に則ったP A Z及びU P Zの設定に基づく避難計画の作成等を行っている。

さらに、原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成等しなければならないとされている（原子力災害特別措置法7条1項）。この原子力事業者に

---

\*2 P A Z（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）とは、急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響（一定の放射線量以上でなければ医学的に見知できないとされている影響）等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域であり、施設からおおむね半径5キロメートルの区域をいう。

\*3 U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）とは、国際基準等に従って、確率的影響（放射線の量に比例して発生する確率が高くなると考えられている影響）のリスクを最小限に抑えるため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）、緊急時活動レベル（E A L：Emergency Action Level）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、施設からおおむね半径30キロメートルの区域をいう。

係る義務については、立法過程で原子炉等規制法の体系に位置づけることも検討されたが、地方公共団体が防災に関して基本的な責務を有していることや緊急時における原子力事業者と地方公共団体との連携といった観点に鑑み、原子力災害対策特別措置法において、災害対策基本法に係る特別の措置と併せて規定されたものである。そして、同条1項の義務を実効化するため、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき、又は、原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき認めるときは、原子力事業者に対し、同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条4項）、仮に、原子力事業者である発電用原子炉設置者がこれに違反した場合、原子力規制委員会は、設置許可の取消し又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（原子炉等規制法43条の3の20第2項22号）。

### 3 原子力災害対策特別措置法において避難計画に関する事項等を定める我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえていること

前記1のとおり、国際原子力機関（IAEA）作成の安全基準である「原子力発電所の安全：設計」によれば、第5の防護階層は、「事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的として、「十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」というものである。

そして、前記2のとおり、我が国の法体系において、避難計画に関する事項等については、原子力災害対策特別措置法において定められているところ、これは、第5の防護階層のうち、「所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備」に関する事項に対応するものであって、深層防護の考え方を踏まえており、国際原子力機関（IAEA）作成の安全基準である「原子力発電所の安全：設計」を満たしている。

## 第2 「緊急時の避難計画」に係る原告らの主張に理由がないこと

### 1 原告らの主張

原告らは、設置許可基準規則において、「規制基準として十分な緊急時計画の策定を許可要件とする旨を定めなければならない」（原告ら準備書面(10)5-4・26及び27ページ）などと述べており、この主張は、設置許可基準規則において、「緊急時の避難計画」（原告ら準備書面(23)第2の3キ・5ページ）に係る規定を定めていないことが不合理であると主張する趣旨であると解される。

### 2 原告らの主張に理由がないこと

前記第1の2で述べたとおり、我が国の法体系において、避難計画に関する事項等の原子力災害対策に関する事項については、原子力災害対策特別措置法において規定されており、改正原子炉等規制法43条の3の8第1項、2項、同法43条の3の6第1項4号の定める設置（変更）許可の基準とはされていない。

したがって、避難計画に関する事項等の原子力災害対策に関する事項については、改正原子炉等規制法において設置（変更）許可の基準とはされていない以上、同基準の内容を定めた設置許可基準規則において上記事項が規定されていないことはむしろ当然というべきであって、このことから同規則が不合理ということとはできない。

以上により、設置許可基準規則において「緊急時の避難計画」に係る規定がないことが不合理であるとする原告らの主張には理由がない。

以上

## 略称語句使用一覧表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	〃	〃	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	7	第8準備書面で略称を変更
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	8	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	〃	9	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	〃	11	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	15	第5準備書面から基本用語を変更

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	〃	17	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	〃	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	〃	21	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	〃	22	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	24	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	〃	33	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	〃	34	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	〃	59	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	

審査会	原子炉安全審査会	〃	12	
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	〃	14	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	〃	16	
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	〃	28	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	〃	30	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	〃	〃	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	〃	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	〃	〃	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	〃	20	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	



本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	〃	〃	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	〃	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	〃	〃	
原研	日本原子力研究所	〃	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	〃	〃	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ)第68号事件における証人大崎順彦の証言	〃	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人浜田達二の証言	〃	43	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件」（昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号）	〃	6	
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	〃	〃	

内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	〃	〃	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	〃	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	〃	21	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	〃	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	〃	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から基本用語を変更

平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	〃	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	〃	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号）	〃	〃	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	

原子炉設置(変更) 許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	〃	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）	〃	〃	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）	〃	〃	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）	〃	21	
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その	〃	〃	

	他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	〃	24	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	〃	29	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	〃	〃	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	〃	〃	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	〃	〃	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	30	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可	〃	44	

	基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断			
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	〃	〃	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	〃	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	〃	〃	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	〃	〃	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	〃	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	〃	〃	

重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	〃	〃	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	〃	8	
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	〃	〃	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	〃	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	〃	27	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	〃	〃	

本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	〃	〃	
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	〃	〃	答弁書から基本用語を変更
本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	〃	答弁書から略称を変更
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	〃	9	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	〃	〃	
原告ら準備書面(23)	平成27年3月12日付け原告らの準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(10)	平成26年5月15日付け原告らの準備書面(10)	〃	〃	
被告国第7準備書面	平成26年12月4日付け被告国第7準備書面	〃	〃	



安全評価審査 指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全 評価に関する審査指針」（平成2 年8月30日原子力安全委員会決 定。平成13年3月29日一部改 訂）	〃	17	
重要度分類指 針	平成2年8月30日原子力安全委 員会決定「発電用軽水型原子炉施 設の安全機能の重要度分類に関す る審査指針」	〃	23	
技術的能力に 係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制 委員会決定「実用発電用原子炉に 係る発電用原子炉設置者の重大事 故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術 的能力に係る審査基準」	第10準備書 面	17	